

Q. 洪水時の住民の安全を守るため、避難勧告や水防活動は誰が行うのでしょうか。

水防法においては、水防に関する責任は市町村等が有することとされており、平成19年9月の台風9号による多摩川の洪水時には、二子玉川南地先において世田谷区が水防活動(土嚢積み)を実施し、あわせて世田谷区より関係住民に対し避難勧告が発令されています。

なお、多摩川では、大雨などにより災害が発生する恐れがある場合に、その状況を国土交通省と気象庁が共同で洪水予報の発表を行うとともに、国土交通省から水防管理団体の水防活動に対して、「待機・準備・出動」などの指針を与えることを目的に水防警報を関係機関に通知しています。



水防活動(H19. 9. 7 7時30分頃)



二子玉川南地区 水害時避難行動マップ
(世田谷区玉川総合支所)



二子玉川南地区避難訓練
(平成21年6月21日(日))